

政策カルテ

1. 政策の位置づけと目標

主管課 行政経営課

政策の柱	Ⅵ 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために	取組の基本方向	「市民の相互理解と共生のこころを育む」ため、市民一人ひとりがあらゆる人権を守るための「かけがえのない個人の尊重」、社会のあらゆる分野に男女がともに参画していくための「男女共同参画の推進」、在住外国人が地域社会において安心して日常生活を送ることのできる「多文化共生の地域づくり」に、重点的に取り組みます。
政策名	3 市民の相互理解と共生のこころを育む	政策目標	市民の誰もが思いやりのこころを持ち、差別や偏見を持つことなく、相互理解と共生のこころが育まれています。

2. 政策を取り巻く環境と進捗状況

① 政策を取り巻く環境	国・県等の動向	国においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等の関係法の制定や推進計画の策定により、人権が尊重される共生の社会づくりの実現に向けた取組を行っている。また、栃木県においても、啓発、相談、交流事業などの継続的な取組に加え、顕在化してきた新たな課題に対し計画的に取り組んでいる。	② 構成する施策に関する市民意識調査結果	<p>優先して力を入れていくことが求められる領域</p> <p>今後も力を入れていくことが求められる領域</p> <p>見直し・効率化が求められる領域</p> <p>重点的な取組が一段落したと考えられる領域</p> <p>【凡例】 1.個人の尊重 ◆ 2.男女共同参画 ▲ 3.多文化共生 ●</p>	③ 政策の進捗状況	政策指標(単位)	H19:基準	H20	H21	H22	H23	H24:目標	進捗状況(%)
	外部意見その他	市議会においても、暴力や虐待など人権に関する質問のほか、在住外国人が住みやすいまちとなるよう、多文化共生の地域づくりの重要性などが指摘されている。また、審議会においても、性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発等についての意見が出されているなど、市民の相互理解や共生の心をはぐくむことに対する行政の積極的な取組が求められている。				指標① (総合計画に基づく指標)	市民一人ひとりがお互いを尊重しながら、社会生活を送っていると感じている市民の割合	32.8%	28.7%	27.2%	30.5%		45%
					指標②								
					指標③								

3. 政策の評価

④ 現状と課題の分析	成果が見られる点	ファザーリング事業の実施により、家庭における男女共同参画意識の醸成に一定の効果が得られた。また、在住外国人を支援する民間ボランティアの会員数が増加するなど、市民の活動が活発化してきている。	⑤ 今後の取組方針	総論	市民の相互理解と共生のこころを育むためには、市民生活のあらゆる場面における意識啓発や、各分野の特性に応じたきめ細かな対応が必要であることから、現在各分野において策定されている指針や計画に基づく事業を積極的に推進するとともに、常に社会情勢の変化に応じた適切な課題把握に努め、効果的な事業を実施するための不断の見直しを図りながら、一層の施策推進に取り組む。
	改善の必要な点	各施策の満足度については、いずれも中位以下であり、指標の達成度も基準年と比較して低位の施策もある。本政策については、支援者や団体の主体的な活動が重要であり、様々な活動が行われているが、市民の満足度と結びついていない状況であることから、社会情勢の変化や関係調査による市民ニーズを十分に把握するとともに、関係課が連携を密にして取り組むことが必要となっている。		重点施策	本政策における各施策については、相互に関連しあう性質を持ち合わせていることから、人権施策推進指針を踏まえ、より施策間の連携を図りながら充実を図る。また、国・県の推進姿勢や外部意見からも積極的な取組が求められている状況であることから、意識啓発や相談事業などについて、市民に身近でわかりやすい周知などを心がけるとともに、施策の達成状況が比較的低い施策については、構成する事務事業の展開方策など施策レベルの見直しを進め、より一層積極的に取り組んでいく。

4. 政策を構成する施策一覧

No.	施策名	施策の達成状況				施策の二次評価		市民の意識		
		施策の指標(上段:総合計画に基づく指標) (下段:その他の指標)	H19:基準	H22	H24:目標	進捗状況	満足度	重要度		
1	かけがえのない個人の尊重	子どもから高齢者まで、一人ひとりの権利が守られていると感じている市民の割合(%)	37.4	34.3	48.7	70.4%	総論	人権施策推進指針を踏まえ、子どもや高齢者、障がい者など様々な人権の課題解決に向けて関係課が連携を密にし、取り組むとともに、DVや児童虐待、高齢者虐待等の喫緊の課題に対し、関係機関との連携強化等により積極的に取り組む。	24.8%	83.5%
		-	-	-	-	重点事業	人権意識を一人ひとりに浸透させるため、人権擁護委員の支援や人権啓発活動事業など、幅広い市民に対して行う啓発・相談事業を引き続き実施する。DV対策に係る事業については、引き続き喫緊の課題として対応していく。			
		-	-	-	-	見直し事業	人権擁護施策に係る補助事業については、より効率的・効果的な補助内容に精査するとともに、相談事業については、より効果的な実施方法の検討を進める。			

様式 3

2	男女共同参画の推進	男女共同参画が進んでいると感じる市民の割合	29.9	23.3	41.1	56.7%	総論	第2次男女共同参画行動計画に基づき、現状と市民ニーズを的確に捉え、市民団体や関係機関等と連携を図りながら効果的・効率的な啓発事業を展開していく。	23.2%	63.6%
		—	—	—	—	重点事業	啓発誌やワーク・ライフ・バランス実践ガイドブック等による周知や、セミナーの開催、さらにはキャンペーン等による全市民的な市民への啓発事業を展開し、意識醸成を図る。			
		—	—	—	—	見直し事業	ファザーリング事業のうち、イベントを主とした事業は一定の成果が得られたことから終了とする。結婚相談事業については、時代のニーズに対応した支援事業とするため、事業を見直し新たに結婚活動支援事業を実施する。			
3	多文化共生の地域づくり	在住外国人を支援する民間ボランティア団体の会員数	600	743	765	97.1%	総論	国際化推進計画を進める中で、ボランティアの活動支援や担い手となる人材の育成について、関係する団体と連携して取り組んでいくとともに、より効果的な各事業のPR方法や実施方法を検討していく。	21.2%	51.2%
		—	—	—	—	重点事業	多文化共生を担う市民団体の活動支援や人材の発掘、育成のための補助事業等に重点的に取り組んでいく。今後より一層の複雑化・深刻化が予想される外国人相談において、本市で育成した多文化共生ソーシャルコーディネーターの効果的な活用を図る。			
		—	—	—	—	見直し事業	日本語ボランティア育成講座については継続して取り組むが、生活習慣理解講座については、ニーズに応じた実施方法に変更し効率化を図る。			